秋田市測量等入札制度実施要綱

(目的)

第1条 この要綱は、秋田市および上下水道局が発注する測量、建設コンサルタント業務等に次条に掲げる業務(以下「測量等」という。)の請負契約を締結する場合の公募型指名競争入札、要件付一般競争入札および指名競争入札(以下「入札」という。)に参加する者に必要な資格、当該資格の審査および業者の選定等に関する事務の取扱いに関し必要な事項を定めることを目的とする。

(業種区分)

- 第2条 入札参加資格審査(以下「資格審査」という。)の申請を受け付ける 業種区分は、次の各号に掲げるものとする。
 - (1) 測量
 - (2) 建築関係建設コンサルタント業務
 - (3) 土木関係建設コンサルタント業務
 - (4) 地質調査業務
 - (5) 補償関係コンサルタント業務(不動産鑑定業者、土地家屋調査士および司法書士を含む。)
 - (6) 下水道管等清掃業務
 - (7) その他

(参加資格)

- 第3条 入札の参加者の資格は、次に掲げるものとする。
 - (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号。以下「政令」という。)第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当しないこと。
 - (2) 経営状態が著しく不健全でないこと。
 - (3) 営業に関し法律上必要な資格を有していること。
 - (4) 資格審査の申請をする年の1月1日(以下「審査基準日」という。)の 直前の2営業年度に入札に参加を希望する業務の営業実績があること。
 - (5) 申請者、申請者の役員又は申請者の経営に事実上参加している者が、集団的に又は常習的に暴力行為を行うおそれがある組織の関係者でないこと。 (資格審査の申請)
- 第4条 市長は、資格審査の申請をする者(以下「申請者」という。) に対し、 次に掲げる書類(以下「申請書等」という。) を提出させるものとする。
 - (1) 一般競争(指名競争)参加資格審査申請書(測量・建設コンサルタント等)

- (2) 測量等実績調書
- (3) 技術者経歴書
- (4) 営業所一覧表
- (5) 申請者が法人である場合においては、商業登記簿の謄本、個人である場合においては、身元証明書又はこれの写し
- (6) 営業に関し、法律上必要とする登録の証明書又はこれの写し
- (7) 申請者が法人である場合においては、審査基準日の直前1年の各営業年度の貸借対照表、損益計算書ならびに株主資本等変動計算書および個別注記表、個人である場合においては、審査基準日の直前1年の各営業年度の貸借対照表および損益計算書
- (8) 市税納税証明書等
- (9) 入札、契約等の権限を代理人に委任する場合は委任状
- 2 申請者が一般社団法人又は一般財団法人であるときは、前項の規定にかか わらず、同項第1号、第2号、第3号および第6号に掲げる書類、同項第4 号および第7号に掲げる書類に準ずる書類ならびに定款又は寄附行為を提出 させるものとする。
- 3 前2項の場合において、申請者が次の各号に掲げる者であるときは、当該 各号に定める書類をもって第1項第2号、第3号および第5号に掲げる書類 ならびに同項第4号および第7号に掲げる書類又はこれらに準ずる書類に代 えることができるものとする。
 - (1) 建設コンサルタント登録業者(建設コンサルタント登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第717号)第2条に規定する登録簿に登録されている者をいう。)

建設コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

- (2) 地質調査業登録業者(地質調査業者登録規程(昭和52年4月15日建設省告示第718号)第2条に規定する登録簿に登録されている者をいう。) 地質調査業者登録規程第7条に規定する現況報告書の写し
- (3) 補償コンサルタント登録業者(補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号)第2条に規定する登録簿に登録されている者をいう。)

補償コンサルタント登録規程第7条に規定する現況報告書の写し

4 第1項第1号から第7号までに掲げる書類の様式は、「建設工事及び測量等(測量・建設コンサルタント等)に係る資格審査申請書類の一部改正についての中央公共工事契約制度運用連絡協議会の申合せ」による統一様式によるものとする。

5 申請書等の提出期限は、市長が別に定める。

(資格審査)

- 第5条 市長は、申請者について、第2条に掲げる業種区分ごとに、第3条に 掲げる入札参加資格の有無について別に定めるところにより資格審査を行う ものとする。
- 2 資格審査は、2年に1回定期の審査を行うものとし、月に1回追加の審査 を行うものとする。

(資格者名簿への登載)

- 第6条 市長は、資格審査を行った結果、入札参加資格があると認められる者 (以下「有資格業者」という。)については、測量等有資格業者名簿に登載 するものとする。
- 2 市長は、測量業務に係る有資格業者のうち秋田市内に主たる営業所を有する者については、次の各号に掲げる項目について、別に定めるところにより 算定する総合点数を付与して、前項の登載を行うものとする。
 - (1) 審査基準日の直前2年の営業年度の測量業務の年間平均実績高
 - (2) 審査基準日の直前の営業年度の決算における自己資本額
 - (3)審査基準日における有資格者(測量法(昭和24年法律第188号)による測量士又は測量士補の登録を受けている者をいう。)の数
 - (4) 審査基準日までの営業年数
- 3 測量等有資格業者名簿の有効期間は、次期の定期の審査に基づく名簿登載 の日の前日までとする。

(変更の届出)

第7条 市長は、有資格業者が第4条の規定に基づき提出した申請書等に変更 があった場合においては、速やかに建設工事等入札参加資格審査申請書変更 届によりその旨を届け出させるものとする。

(入札参加資格の取消し等)

- 第8条 市長は、有資格業者のうち次の各号の一に該当する者について、入札 参加資格を取り消すものとする。
 - (1) 第3条第1号、第2号、第3号又は第5号に定める資格を満たさないこととなった者
 - (2) 営業を廃止した者
- 2 市長は、有資格業者が虚偽の申請等により入札参加資格を受けたと認められる場合は、当該業者に対し、入札参加資格を取り消し、又は1カ月以上12カ月以内の期間を定めて指名を停止することができるものとする。

(選定基準)

- 第9条 市長は、測量等の業務を入札に付そうとするときは、当該業務に対応 する有資格業者のうちから業者を選定しなければならない。なお、測量業務 を入札に付する場合は、第6条第2項により付与した総合点数で実施設計額 に対応する別表1に区分される者のうちから選定するものとする。
- 2 前項の規定により選定する業者の数は、5人以上とする。ただし、業務の 種類、内容等によりこれにより難いと認められる場合は、この限りでない。
- 3 前2項の規定にかかわらず、入札に付する業務が次の各号の一に該当する 場合は、第1項の規定による者以外の者のうちから選定することができる。
 - (1) 第1項の規定による者の数がきわめて少数となる業務
 - (2) 災害その他の理由により緊急に履行する必要がある業務
 - (3) 特別な技術を要する業務
 - (4) 大規模な業務
 - (5) 当該業務の種類、内容、市内に主たる営業所を有する業者の履行能力等 を勘案し、第1項の規定により難いと認められる業務
- 4 市長は、業者を選定しようとするときは、次の各号に掲げる事項に留意し、 選定が特定の有資格業者に偏しないようにしなければならない。
 - (1) 不誠実な行為の有無および安全管理の状況
 - (2) 信用度
 - (3) 当該業務における技術的適性

(非選定者への理由説明)

第10条 市長は、有資格業者から選定されない理由について書面により説明を 求められた場合は、次条に定める委員会又は部会の議を経て、書面により回 答するものとする。

(配置予定技術者)

第11条 第9条で選定した業者の配置予定技術者は別表2の定めるところによる。なお、随意契約についても、これに準ずるものとする。

(委員会および部会)

- 第12条 測量等の業務に係る業者の選定、随意契約(秋田市財務規則(平成9年規則第37号)第120条の規定に基づく随意契約を除く。)による場合の相手方の選定その他事務の執行について必要な事項を審議する機関は、秋田市工事請負業者選定要領第2条に定める秋田市工事請負業者選定審議委員会(以下「委員会」という。)および秋田市工事請負業者選定審議部会(以下「部会」という。)とする。
- 2 委員会は、実施設計額が1,000万円以上の業務および特に重要な業務について審議する。

- 3 部会は、上下水道局の部会の案件を除く1,000万円未満の業務について審議する。
- 4 上下水道局の部会の案件について、秋田市上下水道局工事等請負業者選定要綱に定めのない事項は、本要綱を準用し事務を執行する。

(委任)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項については、別に定める。

附則

- 1 この要綱は、平成9年4月1日から施行する。
- 2 次項に定めるものを除き、第2条から第8条までの規定は、平成9年5月 1日以降に行う指名業者の選定等に関する事務処理について適用する。
- 3 第3条第4項の規定は、平成10年5月1日以降に行う指名業者の選定等に 関する事務処理について適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成16年12月13日から施行する。
- 2 この要綱は、平成17年4月1日以降に行う業者の選定等に関する事務処理 について適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成17年12月16日から施行する。
- 2 この要綱は、平成18年4月1日以降に行う業者の選定等に関する事務処理について適用する。

附則

- 1 この要綱は、平成24年12月3日から施行する。
- 2 この要綱は、平成25年4月1日以降に行う業者の選定等に関する事務処理 について適用する。

附則

この要綱は、平成26年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、平成27年1月1日から施行する。

附則

この要綱は、令和3年1月1日から施行し、同年4月1日以降に行う業者の 選定等に関する事務処理について適用する。

附則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表1 (第9条関係)

総合点数	実施設計額
200点~300点	200万円以上
150点~199点	100万円以上
	200万円未満
110点~149点	100万円未満

別表2 (第11条関係)

測量業務		
業	努内容	①一般的な測量業務(注1) ②空中写真測量等特殊な技術を要する測量業務(注2)
配予技者資	管理 技術者	・測量士

- 注1) 一般的な測量業務とは、秋田県測量業務共通仕様書(以下「測量業務共 通仕様書」という。)に規定する基準点測量、水準測量、平板測量、路 線測量、河川測量および用地測量ならびにこれらに類する業務をいう。
- 注2)特殊な技術を要する測量業務とは、測量業務共通仕様書に規定する空中 写真測量および数値地形測量ならびにこれらに類する業務をいう。

	建築関係建設コンサルタント業務			
業務内容		①新築の設計業務 ②耐震診断を含む設計業務 ③工事監理業務	④修繕の設計業務(注1)	
配予技者資	管理技術者	• 一級建築士	・対象建築物が建築士法で求められる 建築士の資格(注2)	

- 注1)「修繕の設計業務」のうち、設備工事の設計業務においては、事案毎の 業務内容に応じて要件を定めることができる。
- 注2) 設備工事においては、管理技術者の資格要件を設備士等とすることができる。

	土木関係建設コンサルタント業務			
		①設計金額が 150 万円未満の軽易な設計業務 (注1) ②一般的な設計業務 (注2)	③高度な又は専門的な技術力 を必要とする業務(注3)	
配予技者資置定術の格	管理 技術者	技術士技術士同等(注4)RCCM	・技術士	
	照査 技術者	技術士技術士同等(注4)RCCM		

- 注1) 軽易な設計業務とは、主に標準設計の使用により設計が可能な業務で、 次のとおりとする。
 - ①道路設計にあっては、原則として次に掲げる内容を含まないものとする。
 - ア 車道幅員が6mを超える幹線道路の設計
 - イ 軟弱地盤の設計(路床置換工法を除く。)
 - ウ特殊法面の設計
 - エ 構造計算および安定計算を必要とする構造物設計
 - オ 公安委員会協議を必要とする交差点設計
 - ②水路設計にあっては、原則として次に掲げる内容を含まないものとする。
 - ア 秋田県農業農村整備事業標準設計が適用できない構造物の設計
 - イ 複雑な水理計算を必要とする水路設計
 - ③付帯施設の設計にあっては、①および②に準ずるものとする。
- 注2)一般的な設計業務とは、業務①および業務③以外のものをいう。
- 注3) 高度な又は専門的な技術力を必要とする業務とは、以下に該当する業務 をいう。
 - ①技術経費率が30%以上の高度な技術力を必要とする業務
 - ②上下水道設計業務
 - ③橋梁設計業務
 - ④都市計画・地域計画等の調査計画業務
 - ⑤その他特殊な設計業務
- 注4)技術士同等とは、登録規程第3条第1号口に該当する者をいう。

	地質調査業務		
業務内容		①一般的な地質調査業務 (総合解析とりまとめを含 まない。) (注1、2)	②一般的な地質調査業務(総合解析とりまとめを含む。) (注 1 、 2) ③地すべり調査等特殊な技術を要する調査業務(注 3)
配予技者資	管理 技術者	・技術士 ・技術士同等 ・R C C M ・地質調査技士	技術士技術士同等RCCM

- 注1) 一般的な地質調査業務とは、秋田県地質・土質調査業務共通仕様書(以下「地質仕様書」という。)第2章から第6章までに規定する機械ボーリング、サンプリング、サウンディング、原位置試験および解析等調査業務をいう。
- 注2)総合解析とりまとめとは、地質仕様書第602条第5項に規定する総合解析とりまとめ業務をいう。
- 注3) 特殊な技術を要する調査業務とは、地質仕様書第7章から第9章までに 規定する軟弱地盤技術解析、物理探査および地すべり調査業務ならびに これらに類する業務をいう。

	補償コンサルタント業務		
業務内容 ②高度な又は専門的な技術力を必要とする補償業務			
配予技者資	管理 技術者	・補償業務管理者 ・補償業務管理士(注1)	

注1)補償業務管理者とは、補償コンサルタント登録規程第3条に掲げる補償 業務の管理をつかさどる専任の者を、また補償業務管理士とは社団法人 日本補償コンサルタント協会の付与する資格を有し登録を受けている者 をいう。